

浜中町看護師等修学資金貸付条例

(目的)

第1条 この条例は、看護師、准看護師、保健師、診療放射線技師及び歯科衛生士（以下「看護師等」という。）として、将来浜中町に勤務しようとする者に対し、その修学に必要な資金（以下「修学資金」という。）を貸し付け、もつて看護師等を確保することにより町の医療体制の強化を図ることを目的とする。

(貸付の対象)

第2条 町長は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）、診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）又は歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）に基づく学校若しくは養成所（以下「看護師等の養成機関」という。）に入学を許可され、又は在学している者で、将来看護師等として、町内の医療機関又は行政機関等（以下「町内医療機関等」という。）に3年以上勤務しようとする者に対し、その修学に必要な資金の一部を貸付する。

(貸付金額等)

第3条 修学資金の貸付金額は、看護師、保健師、診療放射線技師及び歯科衛生士養成機関に修学中の者にあつては月額80,000円以内、准看護師養成機関で修学中の者にあつては月額40,000円以内とする。

2 修学資金は、無利子とする。

(貸付対象の特例)

第4条 町長は、看護師等の養成機関を卒業し、若しくは、卒業見込のもので、かつ、第2条の規定に基づく資金の貸付を受けなかつた者のうち、町内医療機関等に看護師等として3年以上勤務しようとする者に対し、月額12月分に相当する修学資金を貸付することができる。

2 この条例以外の制度により修学資金の貸付を受けた看護師等のうち、町内医療機関等に3年以上勤務する意思を有している者に対し、前条の規定を準用し、3,840,000円を上限として貸付することができる。

(貸付の申請)

第5条 修学資金の貸付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則の定めるところにより、町長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請があつたときは、町長は審査のうえ予算の範囲内において貸付の可否及び貸付金額を決定し、申請者に通知しなければならない。

3 本貸付の申請は、修学資金の貸付を受け看護師等の養成機関卒業時に希望した該当免許取得した者を、必ずしもその免許により希望する町内医療機関等へ採用されることを

保証するものではない。

(連帯保証人)

第6条 連帯保証人は、道内において独立の生計を営む成年者でなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めたときはこの限りでない。

2 連帯保証人が欠けたとき、又は破産その他の事情によりその適性を失ったときは、新たな連帯保証人を定めて町長に届け出なければならない。

3 連帯保証人は、申請者と連帯して債務を負担するものとして、その保証債務は第10条の規定による違約金を包含するものとする。

(貸付の取消し等)

第7条 修学資金の貸付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、町長は、貸付の決定を取り消すものとする。

(1) 看護師等の養成機関を途中で退校又は退所したとき。

(2) 修学資金の貸付を受けることを辞退したとき。

(3) 疾病等により修学が困難であると認められたとき。

(4) その他修学資金の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

2 修学資金の貸付の決定を受けた者が休学したときは、その期間中修学資金の貸付を休止する。

(償還の免除)

第8条 町長は、第3条又は第4条第1項の規定により修学資金の貸付を受けた者が看護師等の免許を取得し、1年以内に町看護師等として町内医療機関等に勤務した場合又は第4条第2項の規定により修学資金の貸付を受けた者が町看護師等として町内医療機関等に勤務した場合において、その勤務した期間が引き続き3年に達したときは、規則で定めるところにより、貸付金の償還の債務を免除する。

2 町長は、第3条又は第4条第1項の規定により修学資金の貸付を受けた者が前項に定める期間の3分の1以上の期間勤務したときは、規則で定めるところにより、貸付金の償還の債務の一部を免除することができる。

(償還)

第9条 修学資金の貸付を受けた者が当該貸付の終了した日の属する月の翌月から起算して1年(以下「経過日」という。)を経ても、次の各号のいずれかに該当する場合は、経過日の翌月から起算して第3条の規定により貸付を受けた者は貸付を受けた期間の2倍の期間以内に、第4条の規定により貸付を受けた者は2年以内に貸付金を償還しなければならない。

(1) 看護師等の養成機関を卒業後、看護師等として町内医療機関等に勤務しないとき。

(2) 第7条第1項の規定により貸付を取消したとき。

(3) 看護師等として町内医療機関等に勤務した後に第8条第1項に定める期間に満たないで退職したとき。

(違約金)

第10条 前条の規定により貸付金を償還すべき者が、その償還期限までに償還金の全部又は一部を支払わなかった場合においては、浜中町債権管理条例（平成26年条例第12号）第8条第1項第3号の規定を準用して計算した違約金を徴収する。ただし、町長は特別の事情があると認めるときは、その違約金の全部又は一部を免除することができる。

(償還金の減免)

第11条 修学資金の貸付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当し、事情止むを得ないと認めるときは、町長はその償還方法を変更し、又は償還金の全部若しくは一部を免除することができる。

(1) 死亡したとき。

(2) 心身の故障により長期の休養を要するに至ったとき。

(3) 災害その他特別の事由により償還が困難と認められるとき。

(規則への委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年3月25日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年3月1日から適用する。

附 則（平成4年3月19日条例第3号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月19日条例第5号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月19日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行し、平成14年3月1日から適用する。

附 則（平成26年12月12日条例第12号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（令和2年3月16日条例第4号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。